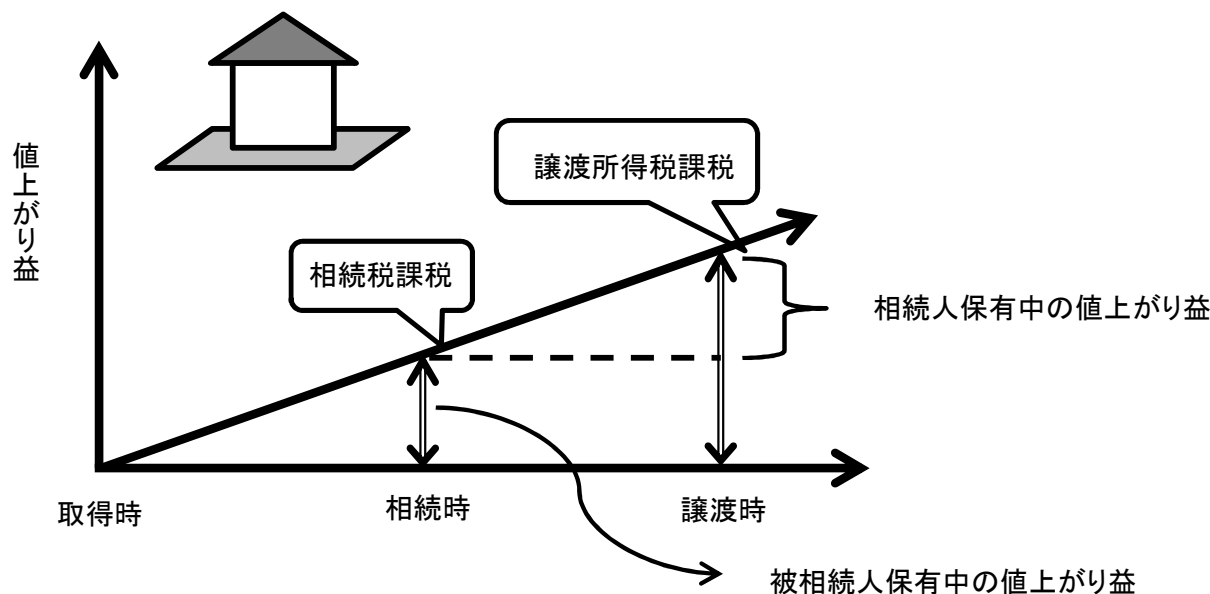


相続税と所得税の二重課税？

相続により土地・建物を取得した場合には、相続時点での経済価値に対して相続税が課税されますが、その後その土地・建物を譲渡した場合には、改めて被相続人が取得した時からの値上がり益部分も含めて譲渡所得税が課税されます。

このような相続税と所得税の課税が二重課税に該当するか否かについて、今回はこの問題についての東京地裁の判断をご紹介します。
(深谷綾子)



<結論>

結論から言うと、二重課税には該当しない、という判断が示されています。
(平成25年7月26日東京地裁判決 平成24年(行ウ)第354号)

<その理由>

- ・相続で取得した土地・建物に対する譲渡所得税は、①被相続人の保有期間中に発生し蓄積された資産の増加益と②相続人の保有期間中に発生し蓄積された資産の増加益の合計について課税されるものとなっています。
- ↓
- ・しかし、相続時点では実際に譲渡していないことから①の増加益は具体的に顕在化していないため、留保されて相続人に引き継がれていきます。
- ↓
- ・そして、その後相続人が譲渡することによりその増加益が具体的に顕在化したところで、これを清算して課税することとしたものです。
- ↓
- ・つまり、被相続人がその土地・建物を譲渡していた場合には被相続人のもとで行われていたであろう譲渡所得税の課税を相続人のもとで行おうとするものです。
- ↓
- ・したがって、相続人が相続により取得した土地・建物に対して課税される相続税とはその性質を全く異にするものであり、二重課税には当たらない、というものです。

<今後の行方>

納税者側は判決内容を不服として、控訴しています。

この相続税と所得税の問題はその後の申告・納税額に大きな影響を及ぼす可能性があるだけに控訴審がどのような判断をするのか注目したいところです。